

局長
局談資料(39.4.17)

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

極 秘

17

請求権問題の処理方針について

39.4.17
理、外

一 請求権問題の現状

請求権問題については、37年末において大筋の合意をみた
が、現在なお両国間で解決を要する問題が残されている。即ち

1 わが方としては、対韓経済協力に対応して、韓国側がその
対日請求権を全面放棄するものと了解していたところ、金鐘
泌から大平外務大臣あての63年1月21日付書翰（請求権
問題は進展をみたので、船舶問題等の諸懸案も解決の曙光が
みられるものと確信する旨述べている。）、大平書翰発出后
における非公式交渉での韓国側代表の発言（船舶請求権を主
張^{した}）等からみて、韓国側としては、その対日請求権を全
面放棄する意向であるか否か明確でない。わが方は、かかる
韓国側の態度にどう対処するか。

2 わが方は、平和条約4条(b)項非該当の対韓請求権をどう処
理すべきか。上記の対韓請求権としては、国有船^請求権、拿捕
漁船請求権及び38度線以北の韓国管轄地域所在の日本財産
に対する請求権（以下「38度線請求権」という。）が考え
られる。

3 その他有償経済協力の償還期間及びO/A債権の支払期間

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

の問題、対韓経済協力の具体的実施要領をどうするか等の問題がある。

二 原則的処理方針

- 1 韓国の政府及び国民のわが国の政府及び国民に対する、債権を含むすべての請求権で平和条約発効までの間に発生したものは、これをすべて完全に放棄させる。

37年末における大筋の合意に関し、わが方は、「経済協力の供与の随伴的な結果として、平和条約4条の問題が同時に解決」するとの見解（政府統一見解）をとっている。この見解は、わが方からの対韓経済協力は韓国側がその対日請求権を全面放棄することを当然の前提とする（ただし文化財については、若干のものの対韓贈与を考慮することになるかもしれない。）ことを意味するものであり、また平和条約4条(a)項の趣旨からみて、対日請求権の全面放棄とは、韓国の政府及び国民のわが国の政府及び国民に対する債権を含むすべての請求権で平和条約発効までの間に発生したものをすべて完全に放棄させる意味と解すべきである。一方韓国側は、わが方の対韓経済協力に対応して一般請求権（8項目）はこれを放棄するが船舶請求権等はこれを放棄しないとの立場をとっているようであるが、わが方としては、あくまで上記のとおり

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

り対日請求権の全面放棄をさせるべきである。したがって、請求権協定におけるわが方の免責条項は、韓国側がすべての対日請求権を放棄することを定めるに止らず。わが方の対韓追加支払の問題が生じないよう韓国政府が保証することをもあわせ定めるべきである。

- 2 平和条約 4 条(b)項非該当のわが方の対韓請求権は、すべてこれを主張する。わが方は、韓国側の対日請求権の全面放棄^辛に対応して対韓経済協力を供与するのであるから、韓国側の対日請求権の全面放棄に応じてわが方の対韓請求権の放棄を考慮すべき理由はない。また、かりに対韓請求権の放棄を行なった場合、その放棄は、実質的に^{既定の}経済協力のプラス^αとなる等の理由で国内からの批判を浴びるだけでなく、損失補償等の解決困難な問題を誘発する可能性が大である。したがって、わが方としては、^{下記要領により}対韓請求権の主張を行なうべきである。韓国側は、わが方が対韓請求権を主張するのであれば、対日請求権の一部留保を主張してわが方の主張に対抗することは必至と認められるが、その場合においては、わが方は、上記 1 の見解で対抗する。

(注) 政府統一見解のうち「平和条約 4 条の問題が同時に解決する」という点については、日韓両国がすべての

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

請求権を相互に放棄する意味に解する向もある（外務省事務当局）。しかしながら、このような解釈は、妥当と認められない。現に外務大臣は、拿捕漁船請求権はこれを主張する旨の国会答弁を行なっている。

- (1) 国有船請求権は、これを主張し返還又は支払いを要求する。

（注） 本請求権の処理については、38年1月8日省議において、わが方に請求権があると考えられるが他の問題を解決する取引のため役立つのであれば請求権を放棄することもやむをえない旨決定されたが、請求権問題の現状にかんがみ、当面本請求権を主張するのが妥当と考える。

- (2) 拿捕漁船請求権は、在韓米軍政府が拿捕したと推定されるものに関する請求権をのぞき、次のとおり処理する。

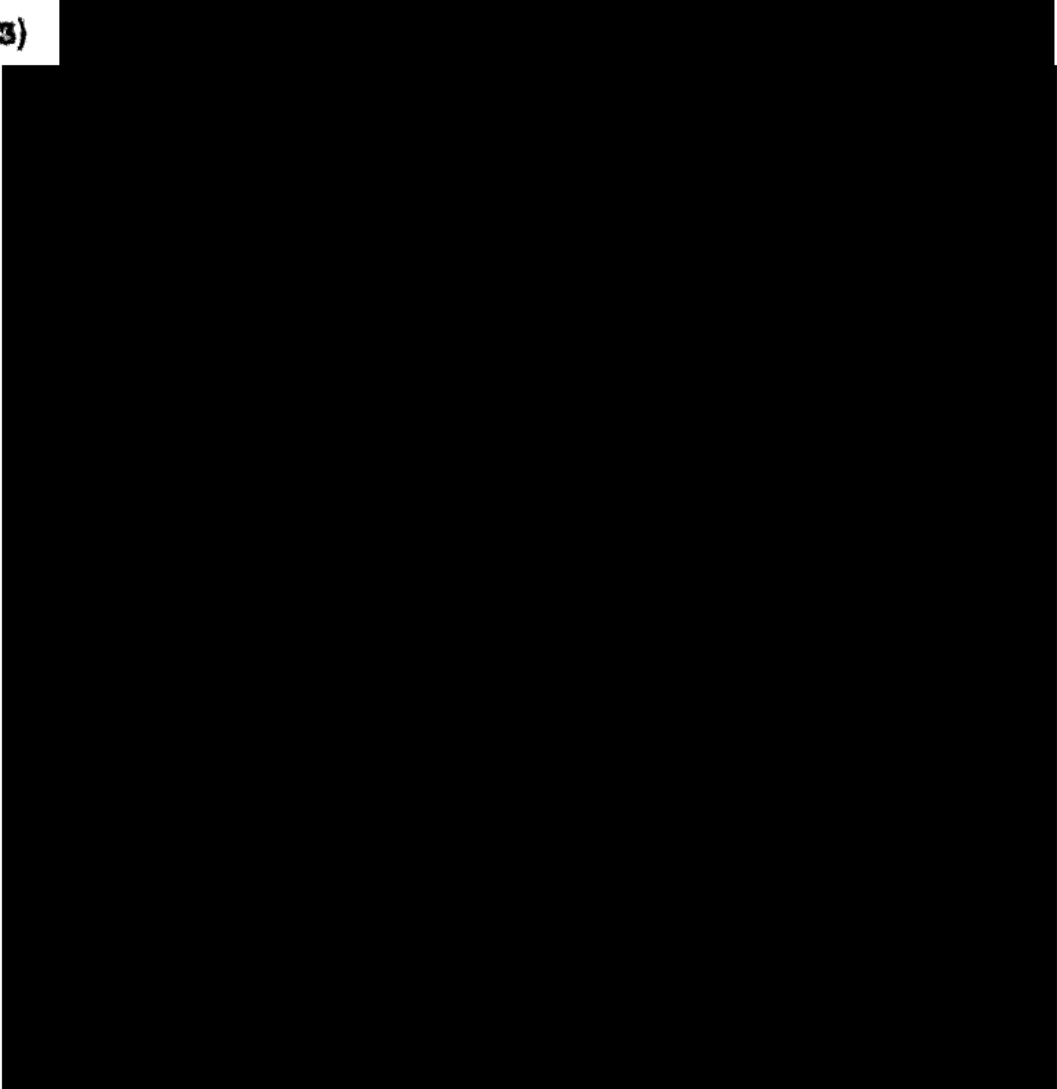
- (イ) 韓国側に対して、すべての漁船拿捕（平和条約発効の前後を問わない。）について請求権を主張し、その支払いを要求する。韓国側が現実に支払うことにつき満足しない場合は、無償経済協力からの減額により処理する。
- (ロ) 上記(イ)の方針により交渉が進捗しない場合は、(イ)の処理態度（第一次的には支払いを要求し、第二次的には減

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

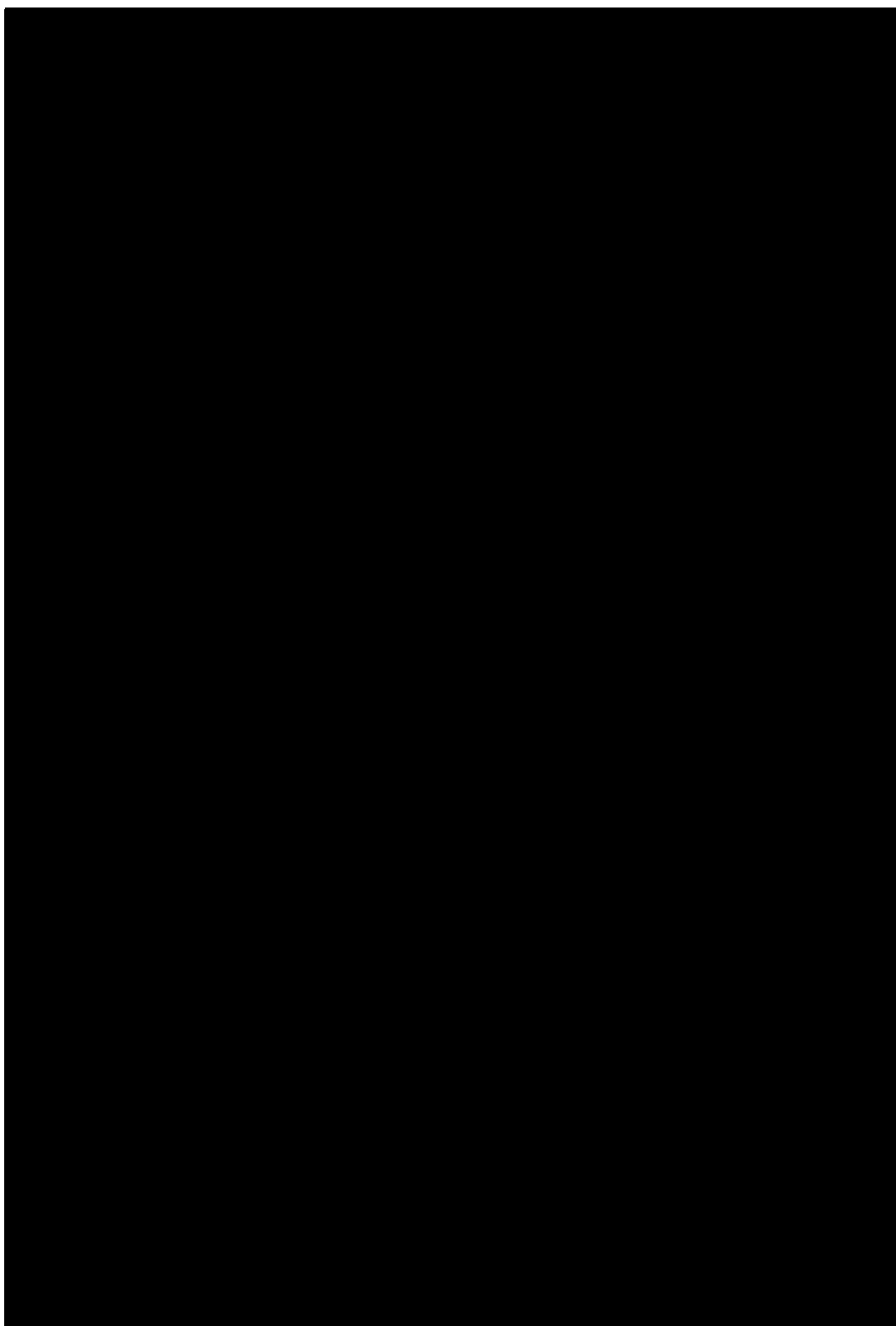
額により処理すること)はこれを変えないが、平和条約
発効前における拿捕に伴う請求権のみを今次の日韓会
談で解決し、発効后分については会談妥結後の討議に委
ねる。

(注) 本請求権を全面的に主張する方針については、
先般御高裁をえた。

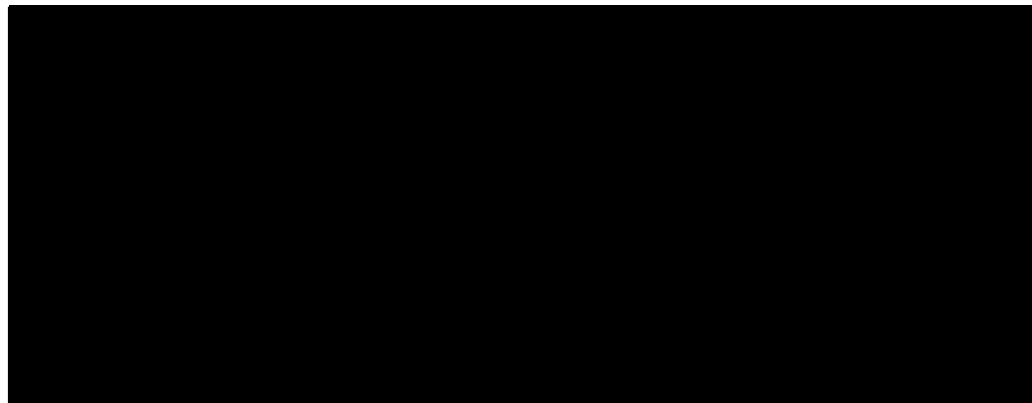
(3)



MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT



MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT



3 その他の問題

- (1) 有償経済協力の償還期間及び O / A 債権の支払期間は、共に大平書翰のとおり（有償経済協力は 7 年据置后 13 年、O / A 債権は 3 年）主張する。（わが方がこのように主張するについては、対韓譲歩（漁業問題が一括解決することを前提とする。）として O / A 債権減額分を補填するため無償経済協力の繰上供与を認める用意があるので本問題の解決は困難ではないと考えられる。）

（注） 上記については、すでに御高裁をいただき外務省とも協議済である。

- (2) 経済協力の具体的な実施要領については、原則的事項（例えばタイ特別円方式によらず賠償方式によるべきこと等）は、昭和 38 年 1 月大蔵事務次官名で外務事務次官あてに申入れ済であり、具体的な協定案は、目下外務省と協議中である。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

三 わが方の譲歩により交渉妥結を図るべしとの政治的^請要領を受けた場合

わが方は、上記方針により請求権交渉に臨むが、韓国側は、同国の対日請求権は全面放棄させわが方の対韓請求権はこれを全面主張するというわが方の主張に^反発する可能性が少なくな^く、同方針による請求権交渉は難行するであろうとの観測が強い（外務省観測）。果たして然りとすれば、日韓会談の最終段階において請求権交渉の妥結如何が日韓会談全体の成否を左右するという事態に直面することは十分に予想されることであり、またそのような事態に直面した場合、わが方の譲歩により請求権交渉を妥結すべしとの政治的^請要領を受けることもまた予想されることである。このような場合においては、事務当局としては、ハイ・レベルに対して、対韓請求権の放棄が后述四以下に記載のような問題を伴う可能性があるから、かかる事情を勘案の上善処されるよう意見を具申することが肝要であるが、ハイ・レベルにおける最終的判断として対韓譲歩が決定された場合には、次のとおり、わが方の対韓請求権の放棄を考慮することも止むをえない。

（対韓譲歩を考慮する大前提）

わが方としては、韓国側がその対日請求権をすべて完全に放棄することとしない限り、対韓譲歩を考慮すべきでない。韓国

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

側の対日請求権の一部留保を認めることは、対韓経済協力の前提を否認し請求権交渉の基本線を崩すこととなり、妥当でない。
(以上のとおりであるから、かりに韓国側が、その対日請求権の一部留保とわが方の対韓請求権に対する支払とのバーゲンを提案したとしても、わが方としては、そのような提案に応じるべきでない。)

(第一段階)

国有船請求権を放棄する。

(第二段階——第一段階の譲歩によるも交渉が妥結しない場合)

拿捕漁船請求権のうち平和条約発効前の発生分を放棄する。

上記第一段階及び第二段階により、わが方としては、平和条約発効前に発生した対韓請求権(すなわち平和条約4条(a)項該当の対韓請求権)を、韓国側の対日請求権の全面放棄に応じて、すべて放棄したこととなる。すなわち、日韓両国は、4条(a)項関係請求権を相互に放棄した、すなわち平等に譲り合つたこととなるわけである。わが方は、韓国側に対してこの点を強調して、この段階で妥結を迫るべきである。

(最終段階)

第二段階によりなお交渉の妥結がえられない場合、わが方の対韓請求権の全面放棄により請求権交渉の最終解決を図るべし

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

との政治的判断が下されるおそれがある。その場合においては、
平和条約発効后発生の拿捕漁船請求権及び38度線請求権を放
棄することも止むをえない。(后者については、上記二の1の
(3)の段階でわが方が請求権の主張を撤回するならば、この段階
で本請求権放棄の問題はおこらない。)

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

四 請求権放棄の対外的影響

わが方が日韓会談において対韓請求権を放棄した場合、かかる事実は、将来におけるわが国と中国（台湾）との間に締結されるべき特別取極において、わが方の対中国請求権処理の前例となるおそれがある。すなわち、韓国と中国とは、わが国との関係において平和条約上同様の S T A T U S にあるという理由で、中国側は、わが方に対して韓国と比べ公平な処遇を要求し、わが方に対して対中国請求権の放棄を主張することとなる。かりに日中間において請求権の相互放棄を行なった場合、わが方は、多額の損失を蒙ることとなり、ひいては損失補償等の国内問題に発展するおそれがある。

五 請求権放棄に伴う国内問題と対策

1 放棄の理由についての国内説明

(1) 対韓請求権の放棄は、国内の一部から次のような非難を誘発するおそれがある。

(イ) 無償^償及び有償^償の経済協力に付加して対韓請求権をまだ放棄するのは不当である。

(ロ) 政府は国会答弁において拿捕漁船請求権は留保している旨一貫して言明してきたにもかかわらず、最後に至たり放棄したのは、上記国会答弁を覆えすこととな

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

り、不当である。

(イ) 平和条約発効後に発生した拿捕漁船請求権及び38^度年線請求権は、韓国側の4条(a)項関係の対日請求権と差しちがえるべき性質のものではない。

(2) 上記非難に対しては、政府としては、大所高所論による抽象的な説明を行なう。すなわち、政府は、当初請求権を主張する方針で交渉を行なつて来たが、交渉の最終段階においてわが方が請求権を放棄すれば、韓国側の対日請求権の全面放棄を獲得しうる状況となつたので、政府は、日韓国交正常化という大局的見地から、対韓請求権の放棄に踏みきつた、と説明する。

2 損失補償等の問題とその対策

(1) 損失補償等の問題

(イ) 国有船請求権の放棄は、問題がない。

(ロ) 拿捕漁船請求権

(a) 本請求権の放棄は、漁民側からの損失補償又は国家賠償の要求を激化する可能性が大である。すなわち、漁民側は、①請求権の放棄は、実質的には漁民の有する私的請求権^もと^しり上げたに等しいから、政府は憲法29条3項の規定に基づき損失補償の義務を負う、と主張し、又は②政府は漁民側が損害を蒙る

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

ことを知りながら、憲法 29 条 1 項に違反して請求権を放棄した、よつて政府は国家賠償法により損害賠償の責に任すべきであると主張するであろう。

(b) 政府は、上記主張に対しては、第一次的には、本請求権の放棄は外交保護権の放棄を意味するにすぎないから、政府に法律上損失補償等の義務はないと反論し、漁民側の損失補償等の要求を拒否する。

(注) 外交保護権の放棄にすぎないのであれば、

①政府が自らの手で私的請求権をとり上げたことにはならないから憲法 29 条 3 項には該当せず、また、②外交保護権を行使するか否かは政府の自由な裁量に属する事項であるから(通説)、違法か否かの問題は生ぜず、したがつて国家賠償法 1 条 1 項にも該当しない。

(参考) 国家賠償法 1 条 1 項(公権力の行使にもとづく損害の賠償責任)

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行なうについで、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

(c) しかしながら、上記のような外交保護権放棄論による説明は、平和条約19条関係の判決例からみて、十分の説得力を有しているか否か疑問である。

また、本請求権放棄の取極めは、平和条約4条(a)項に根拠を有してはいるが、平和条約そのものではないから、平和条約19条の場合のように憲法に優先する効力を有していない。したがって、もし漁民側から損失補償又は国家賠償要求の訴訟を提起された^敗場合、国の賠^敗賠となる公算が大である。

(注) 平和条約19条関係判決例

(1) 国家賠償請求控訴事件判決(東京高裁)

(i) 本判決は、請求権の放棄が外交保護権の放棄にすぎないか否かにつき次のように判示している。

第19条(a)項の解釈としては、被控訴人(国)のいわゆる外交保護権の放棄のみと解すべきでなく、日本国は、連合国に対して日本の国民が連合国の国内法上または日本国内法上連合国民に対して認められるかも知れない請求権を否認されてもよいことを約した。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

(ロ) しかしながら、戦敗国が平和条約において請求権を放棄することは国際慣行であり、また今次の敗戦の結果わが国の独立を回復するための平和条約において19条の規定を容認したのは誠に止むをえないところであつて、19条の規定が結果として憲法の保障する国民の権利に消滅を来たすこととなつても直ちに憲法以下の国内法規の問題とはならないと判示し、結論としては国の法律上の補償義務を否認している。

(3) いわゆる原爆判決（東京地裁）

本判決は、請求権の放棄は外交保護権の放棄にすぎないか、否かについて、平和条約19条によつて放棄された権利は、国の外交保護^権だけでなく、国民の私的請求権を含む一切の請求権であると判示している。

(ハ) 38 底線請求権

本請求権については、上記のとおり請求権を放棄したのではなく、請求権の主張を撤回したにすぎないと国内説明をなしうる限り、日韓間の取極めとの関連で損失補償等の問題がおこることはない。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

(注) 本請求権は、(上記のとおり国内説明をした場合)日ソ共同宣言6項該当ということになるが、政府としては、同項の解釈については、平和条約19条の場合に準じ国の法律上の損失補償等の義務を否認することができる。

しかしながら、上記のような国内説明を行ないえない場合においては、本請求権は、政府が特別取極により放棄したこととなり、拿捕漁船請求権に関する上記(四)と同じ損失補償等の問題が生ずる。

(2) 損失補償と在外財産問題との関連

政府は、上記のとおり、拿捕漁船請求権及び38度線請求権の放棄に対する損失補償等の要求に対して、これを最終的に拒否するに足る根拠を有しない。さればといつて、かりに政府が損失補償等の措置を実施した場合、当該措置は、在外財産に対する補償問題に対して、次のような関連をもつと認められる。

(イ) 拿捕漁船請求権及び38度線請求権の問題と在外財産の問題とは、次のとおりその性格を異にしているから、前者に対する損失補償等の措置が直ちに后者に対する同様の措置を義務づけることはないを一応説明しうる。

(a) 今次の請求権の放棄と在外財産の処理とは、政府の

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

意思決定の場を異にするから、両者に対する政府の責任関係は、自ら異らざるをえない。すなわち、前者は、特別取極（日韓双方が自由な立場で意見決定をなしうる。）により処理されたに対して、后者は、平和条約（わが方は戦敗国として自由な意思決定ができない。）において処理されたものである。したがって、政府は、前者に対しては法律上義務を負うが后者に対しては負わない。

- (b) 38度線請求権は、旧日本領土内に所在した財産に対する請求権である。これに反して、いわゆる在外財産は、外国に所在したものであるから、その財産上の権利は、外国の国内法上の権利であつて、日本の国民の立場からみれば、本来損失を蒙る可能性を含んだ制限的権利にすぎない。
- (c) しかしながら、上記(c)による説明に対しては、在外財産の権利者は、次のような反論を行なうであろう。
- (a) 政府が草捕漁船請求権等に対して損失補償を講じたのは、政府が従来の政府見解（請求権の放棄は外交保護権の放棄にすぎないという見解）を自ら修正して、請求権の放棄は、国民の請求権を自らの手で取り上げて放棄したことを意味するとの新見解を採

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

用したことの結果である。かかる新見解によるとすれば、政府は、在外財産に対して法律上損失補償等の義務を負う。

(b) 次のような財産権の内容等に着目して、公平論の立場からの反論も予想される。

(i) 38度線請求権の対象となつた財産は、在外財産と何ら異なるところはない。特に38度線以南に所在し平和条約4条(b)項の適用対象となつた日本財産と比べると、たまたま38度線以南にあつたか以北にあつたかの差異があるにすぎない。

(ii) 平和条約発効前に発生した拿捕漁船請求権は、平和条約19条により放棄された戦争請求権と比べ、①双方とも平和条約発効前に発生したこと、②戦争請求権も不法行為に対する請求権を含んでいることなどの点で顕著な近似性を有している。

(iii) 政府の意思決定の結果として国民が損失を蒙つた点では両者とも同様であるから、損失を与えたことについての政府の責任は、両者の場合について変わるところはない。

拿捕漁船請求権及び38度線請求権の問題と在外財産の問題との関連については、上記(i)のとおり一応両者を区

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

別して取扱うことも可能であるが、かりに前者に対して損失補償等の措置を行なった場合、后者が高度の政治性を有する点からみて、政府としては、上記(ロ)の公平論による在外財産に対する損失補償等の要求を喰い止めることは困難と認められる。このような事情であるから、政府としては、拿捕漁船請求権及び38度線請求権については、損失補償等の措置を行なうべきでない。

(3) 損失補償等の要求に対する対策

政府は、拿捕漁船請求権及び38度線請求権を放棄した場合、以上のとおり極めて困難な立場に立たされるおそれがある。政府がそのような立場に立つて漁民側からの損失補償等の要求に対^し処するについては、結局次のとおり処理のが妥当と考える。

(イ) 拿捕漁船請求権

政府としては、漁民側が損失補償等要求の訴訟を提起する動きが顕^れ在化した段階において、そのような動きを抑えるため、何等かの政策的措置を講ずる。措置内容の決定に当たり考慮すべき要因としては、次のとおりと考える。

(a) 現在までに実施してきた漁船拿捕に関する救済措置(別紙1)

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

(b) 連合軍占領軍の行為による被害者に対する見舞金
支給措置 (別紙 2)

(o) 阿波丸事件の被害者に対する見舞金の支給措置(阿
波丸事件については、わが国は、「阿波丸請求権の
処理のための日本国政府及び米国政府間の協定」
(24年4月14日発効)により対米請求権を放棄
し(1条)、同時に政府は死亡者の家族及び阿波丸
の所有者に対する見舞金を支給することを約した
(3条)。政府は、この協定に対応して「阿波丸事
件の見舞金に関する法律」(25年8月1日施行)
を制定し、死亡者の遺族に対して死亡者1人につき
7万円を(4条)、阿波丸の所有者たる日本郵船(株)
に対して17,843千円を支給することとした(7
条)。)

(p) 38度線請求権

38度線以北の韓国管轄地域に所在する日本財産の
権利者は、かつて引揚者として引揚者給付金を受給し
たと認められること及び当該財産は、一般の在外財産
と同様のものであることからみて、本請求権に関する
損失補償等の問題は、在外財産問題の一環としてこれ
を処理する。